

第5次 秋田市障がい者プラン

概要版



平成30年8月

秋田市

1 第5次秋田市障がい者プランとは

第5次秋田市障がい者プランは、本市の障がい福祉施策の全体像を示すものです。

また、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を包含させ、一体のものとして策定するもので、本市の障がい福祉施策を展開していく上での実施計画となるものです。

2 計画期間等

本プランの計画期間は、平成30年度から35年度までの6年間とします。

本プランに包含される「第5次秋田市障がい福祉計画」および「第1期秋田市障がい児福祉計画」の計画期間は、平成30年度から32年度までの3年間であり、平成32年度に必要な見直しを行った上で、平成33年度から35年度までを計画期間とする「第6次秋田市障がい福祉計画」および「第2期秋田市障がい児福祉計画」を策定することとしています。

第5次秋田市障がい者プラン

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」
(障がい者施策に関する基本的計画)
(期間：平成30～35年度)

秋田市障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」
(障害福祉サービス等の提供体制確保に関する計画)
第5次秋田市障がい福祉計画（期間：平成30～32年度）
第6次秋田市障がい福祉計画（期間：平成33～35年度予定）

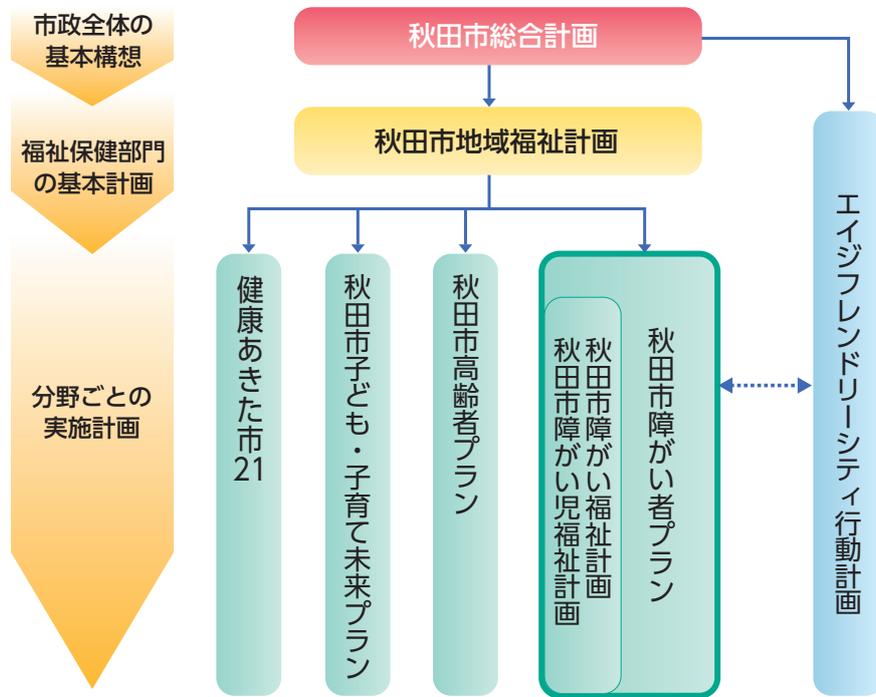
秋田市障がい児福祉計画

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」
(障害児通所支援等の提供体制確保に関する計画)
第1期秋田市障がい児福祉計画（期間：平成30～32年度）
第2期秋田市障がい児福祉計画（期間：平成33～35年度予定）

【参考】 第1期秋田市障害福祉計画（平成19～20年度）
第2期秋田市障害福祉計画（平成21～23年度）
第3期秋田市障がい福祉計画（平成24～26年度）
第4期秋田市障がい福祉計画（平成27～29年度）

3 他の計画との関係・位置づけ

本プランは、市政全体の基本構想である「秋田市総合計画」のもと、本市の福祉保健部門の基本計画である「秋田市地域福祉計画」を上位として、その理念を共有する他の福祉および保健に関する計画や「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」とも整合性を図るものです。



4 秋田市の人口と障がい者数の推移

秋田市の人口は、平成 23 年度から平成 28 年度にかけて年々減少し、平成 25 年度末には、32 万人を下回りました。そのような中で、障がい者数は年々増加しており、障がい者比率を見ると、平成 24 年度以降、7%台後半で推移し、平成 28 年度では 7.9%に至っています。

◎秋田市の人口の推移

各年度末現在 単位：人

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
人口	320,904	320,681	319,497	317,651	315,770	313,444

※数値は、住民基本台帳月報データベースから

◎障がい者数の推移

各年度末現在 単位：人

区分\年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
身体障がい者	13,984	14,258	14,196	14,250	13,946	13,782
知的障がい者	1,900	1,950	2,050	2,124	2,217	2,232
精神障がい者	7,273	7,888	8,155	8,261	8,471	8,745
計（3障がい合計）	23,157	24,096	24,401	24,635	24,634	24,759
人口に対する比率(%)	7.22	7.51	7.64	7.76	7.80	7.90

◎障がい者手帳所持者数の推移

各年度末現在 単位：人

区分\年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
身体障害者手帳	13,984	14,258	14,196	14,250	13,946	13,782
療育手帳	1,900	1,950	2,050	2,124	2,217	2,232
精神障害者保健福祉手帳	1,479	1,577	1,697	1,850	1,985	2,124
計（手帳所持者）	17,363	17,785	17,943	18,224	18,148	18,138
人口に対する比率(%)	5.41	5.55	5.62	5.74	5.75	5.79

5 基本理念・施策の体系

第5次障がい者プランでは、秋田市行政の基本構想である第13次秋田市総合計画（新・県都『あきた』成長プラン）や第3次秋田市地域福祉計画を踏まえた上で、「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「差別解消法」という。）および「障害者総合支援法」の理念に則った国の新たな障がい者施策への対応や、新たに制定した「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の目的の達成に向けて、基本理念を第4次障がい者プランから引き継ぎ「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現」と決めました。

この理念の実現を目指して、次ページに示す施策体系により関連事業等を展開していくものです。

第13次秋田市総合計画の基本構想
**「ともにつくり ともに生きる
人・まち・くらし」**

第3次秋田市地域福祉計画の理念
**「みんなでつながり みんなで
築く 地域のしあわせ」**

障害者基本法・障害者差別解消法・
障害者総合支援法のキーワード
**「個人の尊厳の尊重」
「共生する社会の実現」
「差別の禁止」
「社会参加の機会確保」
「選択の機会確保」
「サービス基盤の計画的整備」**

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例のキーワード
**「誰もが障がいの有無によって分け隔てられない」
「市民一人ひとりが互いに人格と個性を尊重」
「相互に理解を深める」
「支え合いながら暮らすことのできる社会の実現」**

第5次秋田市障がい者プランの基本理念
**「誰もが人格と個性を尊重し
相互に支え合い共生する社会の実現」**

第5次障がい者プラン

「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現」

1	権利の擁護の推進	
1—1	障がいを理由とする差別の解消の推進	… 5
1—2	権利擁護と虐待防止対策の推進	… 6
1—3	意思決定支援の推進	… 6
1—4	相互理解の推進	… 6
2	情報提供と意思疎通支援の充実	
2—1	障がいのある方に配慮した情報の提供	… 7
2—2	意思疎通支援の充実	… 7
3	地域生活支援の充実	
3—1	相談支援の強化	… 7
3—2	ライフステージに合わせた支援の充実	… 8
3—3	障がい特性に応じた支援の充実	… 9
3—4	サービス提供体制の整備	… 9
3—5	保健・医療との連携	… 10
4	自立と社会参加の促進	
4—1	移動にかかる支援体制の充実	… 10
4—2	就労支援体制の充実	… 10
4—3	スポーツ・文化芸術活動への支援	… 11
4—4	障がい者の自発的な社会活動への支援	… 12
5	生活環境の充実	
5—1	バリアフリーとユニバーサルデザインの普及促進	… 12
5—2	冬期間の対応強化	… 13
5—3	災害対応の強化	… 13

6 施策の展開

障がい福祉施策や関連事業は多岐にわたることから、その性質に着目し、5つの章と18の節、50の項目に区分し、項目ごとに【現状と課題】【施策の方向】【取組の目標】【市の主な取組・事業】【他の主体による取組・事業例】を次の記述方法により、簡潔に示します。 ※概要版では、【施策の方向】のみ掲載

【現状と課題】

各項目における本市の現状を踏まえての取り組むべき課題とその必要性等について記しています。

【施策の方向】

課題解決に向けた、本市における障がい福祉施策の進むべき方向性について記しています。

【取組の目標】

上記で示した方向性にしがって具体的な取組を進めていく上での目標とする指標や数値、新たに取り組む事業等を記しています。

【市の主な取組・事業】

現在、本市が既に行っている主な取組や事業を記しています。

【他の主体による取組・事業例】

本市（市役所）以外の機関や企業・団体等が実施している障がい福祉施策に関する取組や事業を記しています。

第1章 権利の擁護の推進

人の個性は一人ひとり違っており、障がいもその人の個性のひとつです。生活のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めながら、地域社会を構成する一員として、障がいのある方の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、すべての市民の理解と協力のもと、権利の擁護の推進を図ります。

第1節 障がいを理由とする差別の解消の推進

1 障がいの理解促進に向けた啓発活動

【施策の方向】

- 広報あきたやインターネット等の公共媒体を活用し、障がいのある方の活動や取組を広く紹介するなど、障がいや障がいのある方に対する正しい知識と理解の普及に努めます。

2 障がいを理由とする差別の解消の推進

【施策の方向】

- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現を目指し、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策を総合的に推進します。
- 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する秋田市職員対応要領」に則り障がいのある方に対して適切に行動するよう市職員への周知啓発に努めます。

3 障がい者差別解消支援地域協議会の設置

【施策の方向】

- 地域における様々な関係機関によって、障がいを理由とする差別に関する相談事例の情報等を共有するネットワークを組織し、障がいを理由とする差別の解消の推進に資する体制を整備します。

4 障がい者差別解消調整委員会の設置

【施策の方向】

- 市長が助言又はあっせんを行うにあたり、助言又はあっせんを行うことの適否について、専門家等から意見を聴く体制を整備する必要があります。

第2節 権利擁護と虐待防止対策の推進

1 成年後見制度等による権利擁護の推進

【施策の方向】

- 成年後見制度が適切に利用されるよう、利用方法等の周知を図ります。
- 秋田市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、制度の利用に対する助言や手続きに対する支援の充実を進めます。

2 虐待防止対策の体制整備

【施策の方向】

- 障がい者の虐待に関わる通報や届出、支援等の相談を受付ける「秋田市障がい者虐待防止センター」を効果的に運営できるよう対応体制の整備等を進めていきます。
- 個々の障がい者虐待事案に対してすみやかに対応できるようにするため、相談支援事業所等の関係機関との連携体制の整備を図るとともに、障がい者虐待防止のための普及啓発に努めます。

第3節 意思決定支援の推進

1 障がい者の自己決定の尊重

【施策の方向】

- 障がいのある方自らの意思に基づき日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を推進します。

2 意思決定支援の充実

【施策の方向】

- 自立した日常生活および社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるよう関係機関と調整を図る等、体制の整備に努めます。
- 障がいのある方が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

第4節 相互理解の促進

1 広報・啓発活動の推進

【施策の方向】

- 広報あきたやインターネット等の公共媒体を活用し、障がいのある方の活動や取組を広く紹介する等、障がいに対する正しい知識と理解の普及に努めます。

2 地域での交流の機会の確保

【施策の方向】

- 障がい者団体および福祉施設が行う地域活動をはじめ、各種事業の充実を図り参加を支援します。
- 障がいのある方の社会参加の促進に向けて、市民と関係団体との交流の場を提供するよう努めます。
- 地域の福祉施設等を活用しながら、子どもたちが障がいのある方と積極的に関わろうとする意欲や態度を育む福祉教育の推進に努めます。

第2章 情報提供と意思疎通支援の充実

障がいのある方が、暮らしの中で必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、利便性に配慮した情報提供が求められます。

また、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに意思を伝えあい、理解しあえるように、障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障がある方に対する支援の充実を目指します。

第1節 障がいのある方に配慮した情報の提供

1 障がい特性に配慮した情報提供体制の確保

【施策の方向】

- 障がいのある方に関係する制度やサービスの利用方法等の有益な情報を、広報あきたやインターネット等の公共媒体を活用して提供します。
- 広報あきたの点字版・音訳版である「点字広報」、「声の広報」の発行や、市政テレビ番組に手話通訳者を付けて放送するなど、障がい特性に配慮した情報提供に努めます。
- ICT機器の活用等による様々な情報提供体制の確保について研究していきます。

2 障がいのある方が情報を取得できる環境の充実

【施策の方向】

- 障がいのある方が情報をすみやかに取得できるよう、手話を含む言語、文字の表示、筆記、点字、平易な表現その他の障がい特性に配慮した手段等による情報の提供を行うよう努めます。

第2節 意思疎通支援の充実

1 意思疎通支援体制の充実

【施策の方向】

- 障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、情報保障に努めるとともに、障がい者関係団体による情報支援活動を促進する等により、意思疎通支援の充実に努めます。

2 意思疎通支援者の養成と技術の向上の推進

【施策の方向】

- 手話通訳その他の方法により障がいのある方の意思疎通を支援する者の養成および技術の向上のため、必要な支援に努めます。

第3章 地域生活支援の充実

障がいのある方が、地域の中で共生し、その人らしい暮らしを送ることができるよう、ソーシャル・インクルージョン（地域社会での支え合い）の考えに基づいた取組を推進します。また、住み慣れた地域で生活していくためには、性別・年齢・障がいの特性・生活環境等の違いを考慮しつつ、サービスを利用する本人の意向が十分に尊重され、必要としているサービスを選択できるようにする必要があることから、必要性や実効性に留意しながら、ハード・ソフト両面からのサービス基盤の整備を推進し、地域生活支援体制の充実を目指します。

第1節 相談支援の強化

1 相談支援体制の強化

【施策の方向】

- 障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援、虐待防止のため関係機関との調整等を的確に行える体制を整備するとともに、専門的知識と技術を兼ね備えた人材の育成に努めます。
- 障がいのある方の誰もが平等なサービスを受けることができるように、指定相談支援事業者の平準化を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援といった地域相談支援体制の強化に努めます。

2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備

【施策の方向】

- 地域包括支援センターの体制を充実するほか、民生委員・児童委員の活動を支援し、各相談機関等との連携を図り、障がいのある方の福祉サービスの水準が維持・向上されるような体制を整備します。

3 障がい者総合支援協議会の機能強化

【施策の方向】

- 障がいのある方が、その生活実態に沿って有効な障害福祉サービス等の支援を受けられるよう、福祉、医療、教育、雇用等の関係機関のさらなる連携体制の強化を図ります。
- 障がいのある方の地域生活を支援するため、相談支援事業を効果的に運営し、地域の課題解決に向けた役割を果たす秋田市障がい者総合支援協議会の活動の機能強化を図ります。

第2節 ライフステージに合わせた支援の充実

1 障がい児の早期発見および支援の充実

【施策の方向】

- 障がい児やその保護者のニーズを把握し、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導や必要な支援に努めます。
- 将来の障がい児の自立や社会参加に備え、障がい児の生活力や社会性を養い、健全な育成を図るための支援に努めます。
- 障がい児が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。
- 乳幼児健診等で精神行動発達面の支援が必要とされた幼児に対しては、専門職による発達状況の評価に基づき、関係機関の連携により養育支援を行います。
- 3歳児健康診査後、保育所等の集団生活の中で表面化する発達障がい等精神行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続支援を行います。
- 医療的ケア児を支援するため、関係機関が連携し支援体制の強化を図ります。

2 障がい者への支援の充実

【施策の方向】

- 国、他の地方公共団体および関係機関と連携しながら、それぞれの機能に応じた役割を分担し、地域で障がいのある方の生活を支えることができる体制の充実に努めます。
- 障がいのある方が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。

3 高齢障がい者への支援の充実

【施策の方向】

- 地域で暮らす高齢障がい者を介護、福祉、保健、医療等、様々な面から総合的に支え、一人ひとりが生きがいを持って生き生きと住み慣れた地域の中で暮らせるよう、高齢障がい者の尊厳を守るとともに、地域の中で孤立しないよう、地域ぐるみの見守りと支援を行います。
- 進展する超高齢社会や社会情勢にも対応した施策を推進するよう努めます。
- 高齢障がい者が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。
- 介護保険サービスに加えて、障害福祉サービス等の利用が必要な場合には、関係機関で連携し、必要なサービスが受けられるよう体制の強化を図ります。

4 孤立死防止への対応強化

【施策の方向】

- 一人暮らし等の障がいのある方が、地域で孤立しないよう、「自助」「共助」「公助」の協働により、町内会等による地域ぐるみの見守りと支援を行います。
- 障がいのある方の孤立死をゼロにするため、様々な機会を捉えて、その防止策を探っていきます。

第3節 障がい特性に応じた支援の充実

1 身体障がい者への支援の充実

【施策の方向】

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等を注視しながら、必要な支援を適切に行います。

2 知的障がい者への支援の充実

【施策の方向】

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等を注視しながら、必要な支援を適切に行います。

3 精神障がい者への支援の充実

【施策の方向】

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等を注視しながら、必要な支援を適切に行います。

4 その他の障がい者への支援の充実

【施策の方向】

- 各関係機関と連携を図りながら、必要な情報提供を行うとともに、必要性和実効性を十分に配慮した上で施策を推進します。

第4節 サービス提供体制の整備

1 障害福祉サービスの提供体制の整備

【施策の方向】

- 障がいのある方とその家族が必要とする訪問系サービス、日中活動系サービスや居住系サービス等の障害福祉サービスに関するニーズの把握に努めながら、サービスの提供体制の整備等を支援します。
- 医療的ケアに対応可能な障害福祉サービス事業所の充実を図るため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関との情報交換を行い、連携体制を構築するよう推進します。

2 地域生活支援事業の提供体制の整備

【施策の方向】

- 障がいのある方が、生きがいをもって自立した地域生活を送ることができるよう、日常生活における意思疎通や社会活動の促進を支援するほか、地域における生活を包括的に支援する地域生活支援拠点等の活用など、地域生活を支援する体制の充実に努めます。

3 サービスの質の向上を目指した管理指導体制の整備

【施策の方向】

- 障がいのある方が利用するサービスの質を維持し、向上を図るため、事業者への適切な指導を行うとともに、基準が適正なものが必要に応じ検証を行い、障がいのある方の立場を考慮したサービスの提供に努めます。

4 専門性を兼ね備えた人材の育成

【施策の方向】

- 障がいのある方が、生活を送るうえで必要とする支援が充足されるよう、関係機関等との連携によって、障害福祉サービスの各事業や地域生活支援事業を支える様々な人材の養成と確保に努めます。

5 ボランティアの活動支援体制の整備

【施策の方向】

- 地域住民、さらには障がいのある方自身やその家族もボランティア活動に気軽に参加できるよう、秋田市社会福祉協議会等と支援策について検討します。
- ボランティアやNPOが活発な活動を行える環境整備に努めます。

第5節 保健・医療との連携

1 健康診査・健康相談の促進

【施策の方向】

- 疾病や障がいのある児童等および保護者に対しては、主治医との連携のもと、健康管理に役立つ指導や助言を行います。
- 乳幼児健診等で精神行動発達面の支援が必要とされた幼児に対しては、専門職による発達状況の評価に基づき、関係機関の連携により養育支援を行います。
- 3歳児健康診査後、保育所等の集団生活の中で表面化する発達障がい等精神行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続支援を行います。

2 医療機関への受診の支援

【施策の方向】

- それぞれの制度において、対象となる方が適正な医療を受けられるよう、広報あきたやインターネット等を活用し、継続的な制度の周知に努めます。
- 福祉医療費給付事業に関しては、受給対象者への迅速かつ適切な助成を進めるとともに、将来に向け、財源確保に努めます。

3 心の健康づくりの強化

【施策の方向】

- 悩みや不安を抱え込まず、気軽に相談し、解決の糸口を見つけられるよう、こころの健康に関する問題について、相談しやすい体制づくりと人材育成を進めます。

第4章 自立と社会参加の促進

障がいのある方への支援では、クオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の向上という視点が必要不可欠です。障がいのある方が、地域の中のさまざまな分野において、それぞれの能力を発揮し、生きがいを持って暮らすことができるよう、自立と社会参加の促進を図ります。

第1節 移動にかかる支援体制の充実

1 移動にかかる支援体制の充実

【施策の方向】

- 障がいのある方が外出するために必要とする人的支援等の施策を推進します。
- 障がいのある方が、移動の手段を確保し、安全で快適に利用することができるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解および協力を得るよう努めます。

第2節 就労支援体制の充実

1 障がい者の雇用の促進

【施策の方向】

- 障害者法定雇用率の達成に向け、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図り、関係機関が実施する障がい者雇用の理解促進の取り組みを支援します。

- 在宅の障がいのある方の生産活動や創作的活動の場や地域との交流の場の確保に努めるとともに、障がいのある方の雇用の場を確保するため、障害者法定雇用率対象企業等に対する法令遵守の周知啓発等の取組を行います。
- 就労継続支援事業所や地域活動支援センターの生産活動や創作的活動の支援を継続します。
- 就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなどの障害福祉サービス事業所等が、障がいのある方の多様な働き方の拠点として機能するよう支援します。
- 障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の就労相談機関が行う就労支援活動の支援に努めます。

2 就労の場の確保

【施策の方向】

- 障がいのある方に対する生産活動や創作的活動の機会の提供や社会との交流促進等を行う地域活動支援センターの機能を強化します。
- 障害者就労支援施設の工賃水準の向上、販路拡大を図るための体制を整備します。
- 障がいのある方が製作した製品を公共施設等に展示するなど、より多くの市民が見る機会を設けるとともに、市民の理解や関心を深めるため、広報あきたやインターネット等を活用した普及啓発活動を行います。

3 多様な就労ニーズへの対応

【施策の方向】

- 障がいのある方に対して、就労に関する各相談機関を分かりやすく紹介するとともに、各相談機関の情報は、広報あきたや秋田市ホームページ、障がい者のためのくらしのしおり等を通じて分かりやすく発信します。

4 職場実習等の受入れ体制の強化

【施策の方向】

- 障がいのある方の一般就労を図るため、市が特別支援学校や就労移行支援事業所等の要望に応じて、市所管施設での職場実習の受け入れを継続します。
- 職場実習の様子等を広報あきたやインターネット等で紹介し、民間企業等における職場実習を促進します。
- 障害者就業・生活支援センターが、職場実習を実施する際の受入事業所募集のPR活動を民間企業等と協力することで、職場実習の受入事業所の拡大を図ります。

第3節 スポーツ・文化芸術活動への支援

1 障がい者のスポーツ活動への支援強化

【施策の方向】

- 障がいのある方がスポーツを通じて、体力増強や交流等を図ることができるよう、障がい者スポーツの普及に努めます。
- より多くの障がいのある方が、安心してスポーツに取り組めるよう環境整備や施設整備を検討します。

2 文化芸術活動への支援強化

【施策の方向】

- 障がいのある方の文化芸術活動へのニーズを把握し、主体的に取り組むことができるような機会を拡大するとともに、活動内容の充実を図ります。
- 障がい者アート活動支援事業については、年度ごとに活動内容を検証しながら必要な支援を適切に行います。

第4節 障がい者の自発的な社会活動への支援

1 自発的活動の推進

【施策の方向】

- 障がいのある方同士が、互いに支え合うセルフヘルプグループや、同じ障がいのある方同士が集まり、お互いの苦しさや辛さを励まし合うピアカウンセリング等の取組を推進するなどし、自発的な活動に向けて、より一層の支援に努めます。

2 社会的活動への支援強化

【施策の方向】

- 障がいのある方の自立を目指し、社会との交流機会を提供するとともに、関係機関との連携のもと、障がいのある方やその家族の主体的な活動を支援するための相談体制やボランティア体制の強化に努めます。
- 障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、障がい者団体等が行う各種行事や奉仕活動を支援します。

第5章 生活環境の充実

障がいの有無にかかわらず社会で活動するためには、道路・建物・公共交通機関等のバリアフリーの視点とユニバーサルデザインのまちづくりが求められます。

また、予知や発生を完全に防ぐことのできない自然災害に備えて、減災対策を推進し、安全に安心して暮らせるための生活環境の充実を目指します。

第1節 バリアフリーとユニバーサルデザインの普及促進

1 バリアフリーとユニバーサルデザインの啓発活動

【施策の方向】

- 障がいのある方の多様なニーズに対応しつつ、誰もが活動しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを推進します。

2 公共施設等のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進

【施策の方向】

- 「秋田市バリアフリー基本構想」に基づき、施設における移動が、円滑に行えるよう、公共交通事業者や公共施設管理者および関係行政機関などが参加する「秋田市バリアフリー協議会」において、事業の進捗管理を適正に進めていきます。
- 障がいのある方の居住の安定を確保するため、公営住宅の供給を図るとともに障がいのある方向けの賃貸住宅の供給の検討を進めていきます。
- 市の公共施設の整備にはバリアフリーとユニバーサルデザインを推進します。
- 障がいのある方の駐車スペースを確保するとともに、適正に利用されるよう努めてまいります。

3 心のバリアフリーの推進

【施策の方向】

- 障がいおよび障がいのある方に対する市民の理解を深めるため、広報あきたやインターネット等においてバリアフリーの様々な取組を紹介することで、市民の知識や理解の啓発に努めます。
- 障がいのある方もない方も相互に理解を深めることができるよう、交流の機会の確保等に努めます。

第2節 冬期間の対応強化

1 雪寄せ支援の充実

【施策の方向】

- 障がいのある方の安全・安心を守るため、冬期間の雪害による生活困難の緩和を図ります。
- 除雪ボランティアの活動を支援し、支え合いながら暮らすことができる社会の実現を目指します。

2 冬期間の安全な移動手段の確保

【施策の方向】

- 冬期間の障がいのある方の安全な移動を支援するとともに、移動支援サービスの充実に努めます。

第3節 災害対応の強化

1 災害対策の推進

【施策の方向】

- 障がいのある方が災害時に安全に避難できるよう、個別避難支援プラン作成や地域が行う避難支援体制づくりのサポートに努めます。
- 災害時における、「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確なものにしていきます。

2 災害時の避難支援体制の整備

【施策の方向】

- 災害時における安否確認、災害情報の提供および障がい特性に応じた避難支援を行う体制の整備に努めます。
- 災害時要援護者への支援体制については、広報あきたやインターネット等を通じて、周知を図ります。

3 災害時の福祉・医療サービス提供体制の整備

【施策の方向】

- 関係機関と避難後の支援相談体制を協議し、避難後の福祉・医療サービスの継続を確保するための体制づくりを整えます。
- 避難施設として指定されている公共施設等の新築・改修に併せてバリアフリー化を進めるとともに、障がいのある方に配慮した車いすや簡易トイレ・ベッドの配備について、関係機関と連携を図り整備を進めます。

7 重点プロジェクト等

1 重点プロジェクト

障がいの理解の促進・啓発事業の実施

～ 相互理解と障がいに関する市民意識の醸成に向けた取組の推進 ～

共生する社会の実現を目指し、次に示す6つの重点事項を含む本市の障がい福祉施策を効果的に推進していくためには、障がいのある方が、障がいに対する周囲の理解不足や誤解、偏見により日常生活や社会生活の様々な場面において受ける制限を個人の問題としてではなく、市民一人ひとりの問題として捉え、ともに協力して取り組んでいくことが重要です。

そのため、市民および事業者が、障がいについての理解を深めるための広報その他の啓発活動の推進や、障がいの有無によらない相互理解の促進のための交流の機会の確保等を行います。

2 重点事項

第5次障がい者プランでは、計画期間中に特に重点的に取り組むべき事項として以下の6つを「重点事項」と位置づけ取り組んでいくこととします。

(1) 心のバリアフリーの推進

- ・障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが、互いを尊重し、支え合うために意識を醸成していくための取組を進めます。
- ・虐待防止や成年後見制度の活用等、個人の尊厳を守る取組を進めます。

(2) 障がいを理由とする差別解消の推進

- ・障がいのある方に対する障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。

(3) 相談支援と意思疎通支援の充実

- ・障がいのある方やその保護者の多様化・複雑化する相談に対応するため、相談支援の充実を図ります。
- ・共生する社会の実現に向けて不可欠な情報伝達・共有、意思疎通の手段の充実を図ります。

(4) 医療的ケアが必要な障がい児（者）および重症心身障がい児（者）対策の推進

- ・医療的ニーズの高い障がい児（者）やいわゆる重症心身障がい児（者）に対する支援体制づくりを進めます。

(5) スポーツ・文化芸術活動への支援

- ・生涯にわたりスポーツを通じて健全な心身を育み、健康で明るく活力あるまちづくりを目指し、障がいのある方が安心してスポーツに取り組めるよう必要な支援体制づくりを進めます。
- ・心を揺さぶる感動やときめきに出会えるまちの創出と障がいのある方の自立と社会参加の促進に向けて、障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を行うことができるよう支援体制づくりを進めます。

(6) 災害対応の強化

- ・自助・共助・公助の役割分担のもとに災害時における支援体制づくりを進めます。

8

サービス提供の目標および見込み

(第5期秋田市障がい福祉計画および第1期秋田市障がい児福祉計画)

「第5期秋田市障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、「第1期秋田市障がい児福祉計画」は、児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、国が示した基本指針を踏まえ、定める法定計画であり、数値目標（成果目標）や指定障害福祉サービス等の必要な見込量（活動指標）およびその見込量確保のための方策を示すものです。

1 第5期秋田市障がい福祉計画および第1期秋田市障がい児福祉計画

(1) 平成32年度の数値目標（成果目標）

(2) 各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）と見込量確保のための方策

2 地域生活支援事業の実施に関すること

3 施設整備の推進に関すること

9 プラン推進に向けて (連携と協力の推進)

プラン推進のために、国、県、市等、行政による対応だけではなく、障がい者団体や福祉関係事業者、企業、地域、市民等、地域社会全体で、あらゆる方面からの支援を行っていきます。

障がいのある方も社会活動の担い手として、あらゆる分野の活動に参加することが望まれます。そのためには、行政をはじめとした各関係機関が、障がいのある方のニーズや社会の変化を的確にとらえ、今まで以上に「連携・協力」「役割分担」を強化し、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がいのある方の日常生活および社会生活を総合的に支援するための取組を進めていきます。



10 プランの点検・評価・見直し

プランの点検・評価については、「PDCAサイクル」に基づいて行います。継続的に計画の進捗状況を点検・評価することで、効果的にプランを推進するとともに、必要な見直しを行います。

1 評価の方法

毎年度、施策の展開で設定した【取組の目標】の進捗状況等を踏まえ、評価します。

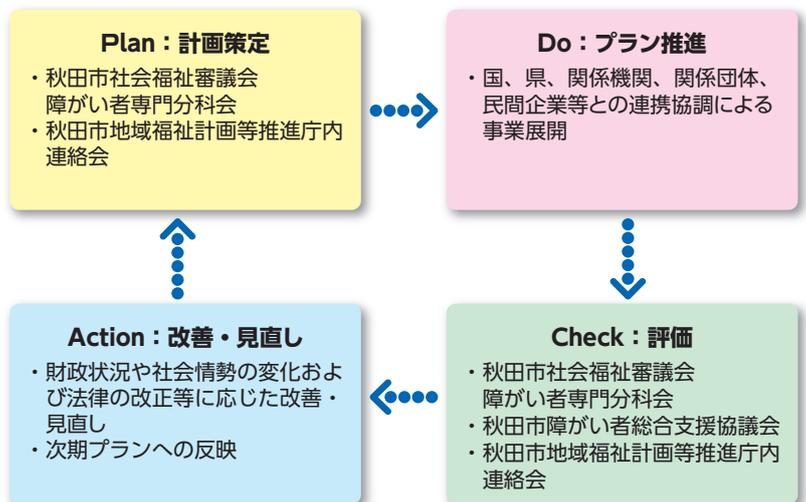
2 推進体制

「秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会」および「秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会」において、毎年度、計画の評価を行います。

財政状況や社会情勢の変化、法律改正等に応じて、適宜計画の見直しを行います。

3 調査、情報の収集・提供

プランの進行管理や見直しが効果的かつ効率的に行われるよう、地域の状況調査や関連情報の収集に努めながら、わかりやすく情報を提供していきます。



平成30年
8月
編集・発行

秋田市 福祉保健部 障がい福祉課

TEL 018-888-5663 FAX 018-888-5664
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

本プランにおける「障がい」「障害」の表記は、秋田市「障がい」ひらがな表記取扱指針に基づいています。